

人権チェックリスト

平成30年

8月号



「和歌山県手話言語条例」について知っていますか。

聴覚障害のある人の中には、いろいろな人がいます。

- ろう者
音声言語を獲得する前に聞こえなくなった人で、手話で会話をしている人です。
- 難聴者
聞こえにくい人。補聴器を使用し会話できる人から、わずかな音しか聞こえない人まで様々です。
- 中途失聴者
音声言語を獲得後に聞こえなくなった人。発話に問題のない人がほとんどです。
- 盲ろう者
視覚と聴覚の両方に障害のある人です。

手話は、手指や体の動き、表情を使う視覚的な「言語」であり、明治時代からろう者の生活の中で生まれ、受け継がれてきました。

現在では、FAX やパソコン、携帯メール等の機器や技術の進歩、手話通訳者・要約筆記者の配置等により、聴覚障害のある人と他者とのコミュニケーションの機会が増えることで、手話や聴覚障害のある人に対する理解が広がりつつありますが、今なお制限もあります。

例えば、災害時・緊急時に音声情報が伝わらないので、どのように行動してよいのかわからない場合があります。また、外見からは、聴覚に障害があることが判断できないため、挨拶したのに返事をしてくれないと誤解を受ける場合もあります。

和歌山県では平成29年12月26日に、手話に関する理解を深めるとともに、ろう者とろう者以外の者が「言語」である手話を架け橋として心を通わせ合い、互いを理解し、尊重し合う共生社会を実現するため「和歌山県手話言語条例」が議員提案により制定されました。

【和歌山県手話言語条例の概要】

- 基本理念
 - 手話が言語であり、独自の言語体系を持つ文化的所産であることを理解
- 県の責務
 - ろう者の社会的障壁の除去への合理的な配慮
 - 手話の普及及び習得の機会の確保
 - 手話を使用しやすい環境の整備
 - 県民の理解の促進
- 事業者の役割
 - ろう者にサービスを提供するときやろう者を雇用するとき、手話の使用に配慮
- 県民の役割
 - 手話に関する理解を深め、手話の普及に関する県の施策に協力

チェック

和歌山県手話言語条例の趣旨をふまえ、手話の学習会に積極的に参加するなど、手話に関する理解を深めましょう。そして、手話を広く普及させるとともに、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会をつくっていきましょう。

内容についてのお問い合わせは

和歌山県人権施策推進課まで ☎073-441-2566

